

宮城北部国有林の地域別の森林計画書（案）

（第一次変更計画）

（宮城北部森林計画区）

計画期間	自	平成26年 4 月 1 日
	至	平成37年 3 月31日

（第一次変更 平成26年12月）

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項により準用する法第5条第5項に基づき変更するものである。

- 1 保護林予定地の設定に伴い公益的機能別施業森林の区域を変更する。

【変更項目及び頁】

計画事項の別表

- 2 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能、快適な環境の

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・・・・・・・・1

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		24,014.94	
石巻市	計	1,681.05	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	502～512, 518～522, 524, 526, 528～532, 541～544, 557, 565, 570, 571, 574, 591		
気仙沼市	計	19.56	
	331, 346, 353		
登米市	計	94.43	
	635, 650, 652		
栗原市	計	5,589.97	
	4, 5, 8～12, 15, 19～22, 24, 31, 33, 38, 39, 40, 42～46, 56, 58～60		
東松島市	計	111.34	
	546, 549		
大崎市	計	8,079.76	
	101～105, 107～110, 112, 113, 119, 120, 122～126, 128～137, 139～149, 151～154, 159		
大和町	計	2,327.53	
	258, 260～266, 268, 269, 273, 274		
色麻町	計	716.20	
	255, 257		
加美町	計	5,324.03	
	214, 220～222, 226, 229, 230, 232～234, 236, 239, 240, 245～252		
女川町	計	111.69	
	536, 537		
南三陸町	計	50.87	
	360～362, 366, 371, 373, 375		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。